

【流山市指定給水装置工事事業者指定申請(新規)のご案内】

流山市水道事業給水条例の適用される区域内(前ヶ崎の一部を除く、松戸市根本内の一部含む)における給水装置の工事は、流山市水道事業給水条例第7条第1項の規定により「指定」を受けた者が施工することとなっています。

1. 申請書類

申請書	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	表裏ともに記入
機械器具調書(別表)	
誓約書(様式第2号)	
指定給水装置工事事業者業務内容確認書	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3号)	※

※ 「指定を受けた日から2週間以内に指定給水装置工事主任技術者を選任しなければならない」(水道法施行規則第21条第1項)とされています。
流山市では申請と併せて「選任届出書」を提出していただいております。

2. 添付書類

法人	個人	添付書類	備考
○		定款又は寄付行為の写し	直近のもの(原本証明のあるもの)
	○	住民票の写し (外国の方は「外国人登録証明書」の写し)	発行から6か月以内のもの
○		登記簿謄本	発行から6か月以内のもの
○	○	選任される主任技術者の免状または技術者証の写し	
○		主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し	※ 登記簿謄本で確認できる方は不要。
○	○	申請事業所の案内図、事務所、資材置場の写真	
○	○	連絡先(電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス等)	

3. 申請から交付までの流れ

① 申請の受付をします。(上下水道センター)

※申請受付は毎月20日締切りで、以降は翌月の申請扱いになります。

指定開始日は翌月の1日となります。受付及び指定書の交付は、原則窓口

対応のみで郵送による受付は行っておりません。(遠方の方はご相談ください。)

- ② 申請書の審査をします。(水道工務課)
- ③ 納付書の発行をします。(上下水道センターより電話等で連絡。)
- ④ 金融機関での納付後、来局してください。(申請者)
※必ずその際は、領収書を持参。
- ⑤ 領収書で納付確認後、指定証の交付をします。(上下水道センターより申請者へ交付。)

4. 申請及び指定書の交付先

住所 流山市おおたかの森西一丁目19番地

名称 流山市上下水道局内 上下水道センター(1階)

電話 04-7159-9925

※原則、窓口の対応のみの手続きで、郵送による受付は行っておりません。

5. 手数料

登録手数料 30,000円

※納付場所及び納付期限につきましては納付書をご覧ください。

6. 有効期限

指定日から5年間。

※更新の際は更新申請のご案内をご覧ください。

7. 書類記入の注意事項

(1) 指定給水装置工事事業者の指定申請(様式第1号)について

		法人	個人
表面	申請者	登記簿謄本のとおり記入。	住民票の写しのとおり記入。
	役員	代表取締役等を記入。	記入不要。
	事業の範囲	登記簿謄本の目的欄を参照に記入。	所得税の確定申告欄を参照して記入。
裏面	事業者の名称及び所在地	表面の申請者と同じ場合でも記入。 事業所が複数ある場合はその事業所も記入。	
	給水装置工事主任技術者の氏名及び交付番号	選任される給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号を記入。	

(2) 機械器具調書(別表)について

国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。

- ・管の切断用の機械器具:金切りのこ等
- ・管の加工用の機械器具:やすり、パイプねじ切り器等
- ・管の接合用の機械器具:トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

(3) 誓約書(様式第2号)について

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの。
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・水道法(第25条の11第1項)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。